

2014年11月20日 全10頁

移民レポート 8

中国：注目される投資移民と深刻な裸官問題

海外逃亡を図る腐敗幹部

経済調査部

シニアエコノミスト 齋藤 尚登

[要約]

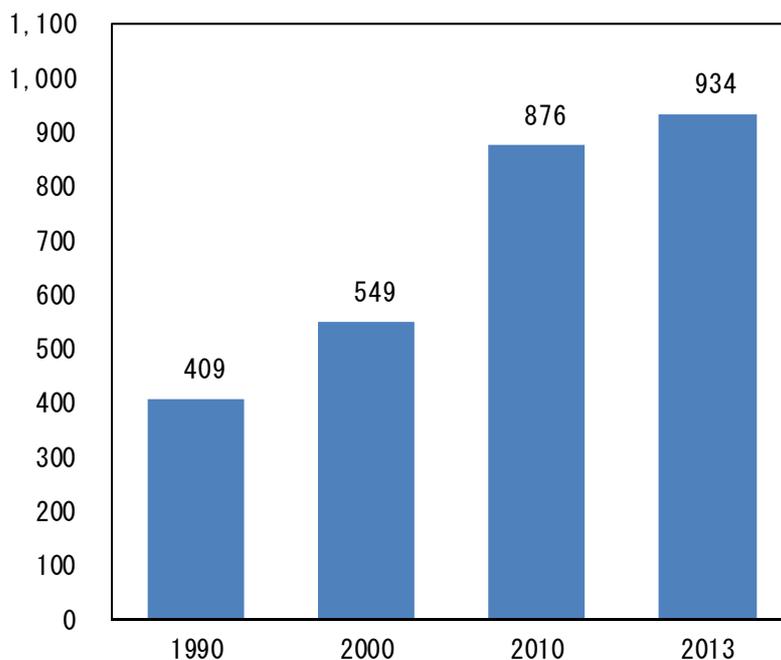
- 2013年末時点で、中国は第4位の移民出身国となっている（第1位はインド、第2位はメキシコ、第3位はロシア）。
- 中国が送り出す移民の増加は、中国にとってのデメリットがより強調されるが、当然のことながらメリットも無視できない。具体的には、(1) 頭脳還流、(2) 移民による国内送金、(3) 華人・華僑による直接投資の増加、などがあげられる。
- 一方、移民増加に伴うデメリットについて、中国は、①優秀な人材の流出（頭脳流出）、②多額の資金の中国からの持ち出し（資金流出）、③「仇富」（庶民が富裕層に対して不満や恨みを抱くこと）と呼ばれる社会不安定要素の増大、といった問題を抱えるようになった。②の中国からの資金流出について、米ボストン・コンサルティング・グループによると、投資可能資産が600万元を超える中国人富裕層の保有資産は、2011年末時点で33兆元（当時のレートで約5兆2,381億米ドル）に達し、うち2.8兆元（同約4,444億米ドル）が海外に移転されたという。この金額は2011年の中国のGDPの3%に相当する金額である。③の「仇富」については、「裸官」のように、財産占有の方法が権力を悪用した不正行為によるものであれば、なおさらである。
- 裸官とは中国で不正に資産をため込んで、妻子（時には愛人）と資産を米国、カナダなどの先進国に移し、タイミングを見計らって本人も中国から出国しようとする腐敗官僚・党員のことである。裸官全体の人数や不正蓄財・送金金額について、正式な統計はない。中国社会科学院が2011年に発表した資料では、「裸官」を含む腐敗幹部は累計で1.8万人が海外に逃亡し、8,000億元（約13.2兆円）を持ち出したとしている。「裸官」の目的は投資ではなく、逃亡であり、受入国側にも雇用創出や納税などで期待された効果が上がっていないといった不満がでている。中国が取り組むべき課題は、巨額な不正蓄財をさせない、不正な海外送金をさせない仕組み作りである。腐敗撲滅のスローガンとして「トラ（大物）もハエ（小物）も叩く」というのはあまりに有名な言葉となり、2014年10月20日～23日に開催された中国共産党第18期中央委員会第四回全体会議（四中全会）は、「法治」を謳った。今更ながらにその実行力が問われている。

中国からの海外移民は累計 934 万人

中国から海外に出ていった移民は「移出民」、海外から中国に入ってきた移民は「移入民」と呼ばれている。中国で圧倒的に多いのが「移出民」である。「中国国際移民報告 2014 年版」（中国社会科学院）によると、1978 年～2013 年累計の中国からの海外移民（移出民）は 934.2 万人に達する。

海外移民増加の背景には、①中国からの資金流入などを目的に、一部の国が移民受入政策を緩和したこと、②優秀な人材を誘致する目的から、一部の国が中国からの留学生を特に歓迎したこと、③先進諸国が少子高齢化などへの対応から、労働力としての中国からの移民を歓迎したこと、④労務移民については、低所得国（中国）から高所得国への移民には経済的なインセンティブがあったこと、などがある。

図表 1 中国からの海外移民の人数推移（累計）（単位：万人）



（出所）中国国際移民報告 2014 年版（中国社会科学院）より大和総研作成

中国からの移民の種類

中国からの海外移民は、①家族移民、②留学・技術・投資移民、③労務移民、④不法移民、に分類される。

①の家族移民は、既に海外に移民した人々による親族の呼び寄せである。主に広東省、福建省、浙江省など伝統的な華僑出身地からの移民が多い。

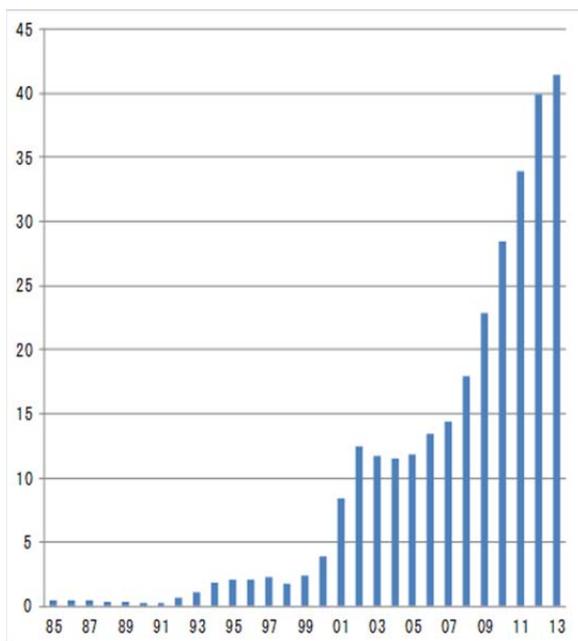
②の留学移民は、留学後も現地で就労するなどして永住権を取得した人々である。その入り口となる海外留学について、中国教育部の統計によると、1978年～2013年累計の中国からの留学生は305万8,600人を数え、世界最大の留学生供給国になっている。

移民受入国では投資移民に対するハードルを高く設定するのが一般的であるが、近年、中国の富裕層の間で投資移民ブームが起これ、国内外から注目されている。

③の労務移民は、当初は収入増加を目指し海外で働いていた労働者（派遣労務者）が、一定の経過年数といった条件を満たして、受入国の永住権などを取得したものである。その入り口となる派遣労務者について、2013年末の対外請負工事派遣労務者滞在人数は37.0万人、対外労務協力派遣労務者滞在人数は48.3万人となっている。

④の不法移民には、辺境密入国のほか、観光・ビジネスなど合法な手続きで出国し、当該国や第三国へ密入国すること、留学・親族訪問、ビジネスや文化活動などを目的に短期滞在してから長期的に不法滞在をすること、などがある。

図表2 中国からの海外留学生の推移
(年間出国者数) (単位: 万人)



(出所) 中国統計年鑑、中国教育部資料より大和総研作成

図表3 中国の対外請負工事と対外労務サービス (単位: 億米ドル、万人)

年	対外請負工事		対外労務協力	
	売上高 (億米ドル)	年末滞在人数 (万人)	派遣労務者人数 (万人)	年末滞在人数 (万人)
1985	6.6	3.1	—	2.5
1986	8.2	2.7	—	1.9
1987	11.1	3.1	—	3.2
1988	12.5	3.0	—	4.0
1989	14.8	2.4	—	4.3
1990	16.4	2.2	—	3.6
1991	19.7	2.2	—	6.8
1992	24.0	2.5	—	10.6
1993	36.7	3.4	—	13.1
1994	48.8	3.8	—	18.4
1995	51.1	3.8	—	22.6
1996	58.2	3.9	—	24.7
1997	60.4	4.8	—	28.6
1998	77.7	6.1	—	29.1
1999	85.2	5.5	—	32.7
2000	83.8	5.6	—	36.9
2001	89.0	6.0	—	41.5
2002	111.9	7.9	—	41.0
2003	138.4	9.4	—	43.0
2004	174.7	11.5	17.3	41.9
2005	217.6	14.5	18.3	41.9
2006	299.9	19.9	21.5	47.5
2007	406.4	23.6	21.5	50.5
2008	566.1	27.2	22.5	46.7
2009	777.1	32.7	18.0	45.0
2010	921.7	37.7	18.7	47.0
2011	1,034.2	32.4	20.9	48.8
2012	1,166.0	34.5	27.8	50.6
2013	1,371.4	37.0	25.6	48.3

(出所) 中国統計年鑑より大和総研作成

中国からの移民の規模と移民先

2013年末時点で、中国は第4位の移民出身国となっている（第1位はインド、第2位はメキシコ、第3位はロシア）。

中国移民の主な移民先は米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどであり、2012年にこの4カ国の永住権を取得した中国人は14万8,034人、その内訳は、米国81,784人¹（2012年に米国が発給した永住権総数の7.9%を占める）、カナダ33,018人（同様にカナダが発給した永住権総数の12.8%）、オーストラリア25,509人（同13.8%）、ニュージーランド7,723人であった。

ちなみに、2012年の中国から米国への投資移民は6,124人、米国が受け入れた全投資移民の80.1%を占め、オーストラリアへの投資移民は4,614人、オーストラリアが受け入れた全投資移民の64.1%を占めている。

図表4 2012年の主要移民受入国における中国からの移民状況（単位：人）

	経済移民	うち投資移民	永住居留
米国	20,463	6,124	81,784
カナダ	-	-	33,018
オーストラリア	15,759	4,614	25,509
ニュージーランド	-	102	7,723

（注1）経済移民には投資移民と技術移民が含まれる

（注2）米国のデータは2011年10月～2012年9月

（出所）「中国国際移民報告2014年版」（中国社会科学院）より大和総研作成

中国からの移民の特徴

近年の中国移民には以下のような特徴がある。

- ① 富裕層による投資移民の増加が目立っている。胡潤研究院の「2013年胡潤財富報告」によると、2012年末時点で1,000万元以上の資産を有する中国人富裕層は105万人、そのうち1億元以上の資産を有するのは6.45万人に達している。同研究院が2014年1月に発表した調査によると、1,000万元以上の資産を有する富裕層の64%がすでに海外の永住権を保有している。富裕層に人気が高い移民先は米国とカナダである。移民の目的は、子女の教育、財産の保全、生活の質向上、福祉医療、海外投資・業務発展、などとなっている、
- ② 特に、子女の教育を目的とした留学移民が増加している。米フォーブス誌が発表した「2013年中国大衆富裕層財富白書」によると、投資可能な個人資産が10万米ドル～100万米ドルの「大衆富裕層」は、2012年時点で1,026万人に達する。大衆富裕層は子女の教育を非常に重視し、3/4が子女に海外で教育を受けさせることを検討している。最も人気があるのは北米で、一般的に英語が公用語である国々の人気が高い。

¹ 2012年までの10年間に、米国のグリーンカードを取得した人々の出身国をみると、メキシコに次いで、中国は2位となっている。

深刻な裸官²問題

裸官とは中国で不正に資産をため込んで、妻子（時には愛人）と資産を米国、カナダなどの先進国に移し、タイミングを見計らって本人も中国から出国しようとする腐敗官僚・党員のことである。

2007年1月に中国人民銀行が発表した「個人外貨管理方法細則」は、個人による外貨の人民元転換および外貨購入に関して、年間5万米ドル相当の総額管理を行うとしている。この厳しい外貨規制を回避するため、海外送金方法は「偽外資」や「偽輸入」を使うことが多いとされる。中国国内と送金先国にペーパーカンパニーを作り、不正蓄財で得た資金を、直接投資資金や輸入代金の名目で送金する。当然、実質的な送り主は「裸官」で、受け取り主は裸官の妻子や愛人である。このほか、①親戚の外貨枠を使用する、②不正蓄財資産を担保に国内銀行の海外支店や海外銀行から融資を受けて、海外不動産などに投資する、③地下銀行を利用する、といった違法ルートもある。

これまでの裸官全体の人数や不正蓄財・送金金額について、正式な統計はない。中国社会科学院が2011年に発表した資料では、「裸官」を含む腐敗幹部は累計で1.8万人が海外に逃亡し、8,000億元（約13.2兆円）を持ち出したとした。2014年7月末に広東省党委員会組織部は、「2014年2月以降の調査の結果、省内に2,190名もの裸官が存在し、主に広州市、深圳市、珠海市、仏山市、江門市、東莞市に集中している。このうち866名が降格などの処分を受けた」と発表している。

こうした状況を受け、2010年5月に中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁は、「配偶者と子女が海外移住した国家公務員の管理強化に関する暫定規定」を発表し、国家公務員は配偶者と子女の海外移住状況を書面で報告することが義務付けられた。

裸官問題と関連して、2014年1月に、中国共産党中央は「党政指導幹部選抜任用工作条例」改訂版を発表した。同条例によれば、配偶者などが海外に移住した幹部に対し、重要な部門の主要ポストや指導的な職務に就くことはできないことなどが規定されている。

移民増加がもたらす、中国にとってのメリットとデメリット

中国が送り出す移民の増加は、後述するように中国にとってのデメリットがより強調されるが、当然のことながらメリットも無視できない。具体的には、(1) 頭脳還流、(2) 移民による国内送金、(3) 華人・華僑による直接投資の増加、などがあげられる。

² 2008年7月3日に、中国民主同盟会メンバーで安徽省蕪湖市政协商會議委員の周蓬安氏が執筆した、龐家鈺の腐敗事件を描く「还有多少贪官在裸体做官」（裸の腐敗官僚がどれだけいるのか、http://blog.sina.com.cn/s/blog_4969c68301009t3z.html）というブログ文章がインターネットで急速に広がり、裸官（裸体做官）という言葉が流行語となった。

(1) 頭脳還流

教育部によると、2013 年末時点で海外に滞在している中国人は 161 万 3,800 人で、うち 107 万 5,100 人が海外で学んだり、研究に従事したりしている。1978 年～2013 年累計の海外留学帰国者数は 144 万 4,800 人である。彼らはいわゆる「海亀族³」で、特に中国のハイテク産業の振興、ひいては経済構造の高度化に寄与し、中国と各国の経済交流と提携を促進する役割を果たしているとのプラスの評価がある。

(2) 移民からの送金

移民からの送金について、2012 年に世界銀行が実施した移民の本国送金額調査によると、本国への送金が最も多かったのはインド（700 億米ドル）で、以下、中国（660 億米ドル）、フィリピンとメキシコ（各 240 億米ドル）、ナイジェリア（210 億米ドル）の順であった。中国では、移民送金は主に耐久消費財の購入や子女の教育費に使われているという。

(3) 華人・華僑による直接投資増加

中国は、1978 年に改革・開放政策を導入したが、当時の中国は深刻な外貨不足と低い技術力に直面し、主要先進国は中国への直接投資を躊躇していた。こうしたなかで、先鞭をつけたのが、香港、台湾、シンガポールなどの華人資本であり、それが、中国が輸出志向型の経済発展を遂げる端緒となった。香港は、現在に至るまで最大の対中直接投資額を誇るが、もちろん、これは香港の資本のみならず、第三国・地域からの直接投資が香港を経由して行われることに由来する。香港がこうした対中ビジネスの窓口的な役割を果たし続けてきたのは、厚みのある華人・華僑人脈という強みがあったことも主因のひとつであろう。

一方、移民増加に伴うデメリットについて、中国は、①優秀な人材の流出（頭脳流出）、②多額の資金の中国からの持ち出し（資金流出）、③「仇富」（庶民が富裕層に対して不満や恨みを抱くこと）と呼ばれる社会不安定要素の増大、といった問題を抱えるようになった。

① 頭脳流出

留学生として海外へ赴き、そのまま留学先国等に滞在する未帰国者の増加は、「頭脳流出」として問題視された。1989 年 6 月 4 日の天安門事件以降、留学先国の永住権を取得する留学生が急増し、この問題が深刻化した。

頭脳流出問題に対して、中国政府は海外留学経験のある人材を国内に呼び戻し、活躍の場を与えるべく、様々な帰国奨励策・優遇策を講じるようになった。

例えば、1994 年から科学技術部、教育部の主導により、留学帰国者の起業が支援された。「留学人員創業園」と呼ばれる特区が全国主要都市に設置され、税制、配偶者や子女の戸籍、住宅購入、教育などの面で優遇策が打ち出されたのである。1996 年に教育部は「春暉計画」を策定し、海外で博士学位を取得し、専門分野で顕著な業績をあげた留学生を対象に、研究活動などに財政的な支援を開始し、2002 年には留学帰国者科学研究始動基金が設立されている。

³ 海外留学帰国者を中国語では「海帰」という。これと同じ発音で「海亀」とも書き、海亀は生まれた同じ場所に戻ってくることから、海外留学帰国者は海亀と呼ばれることが多い。

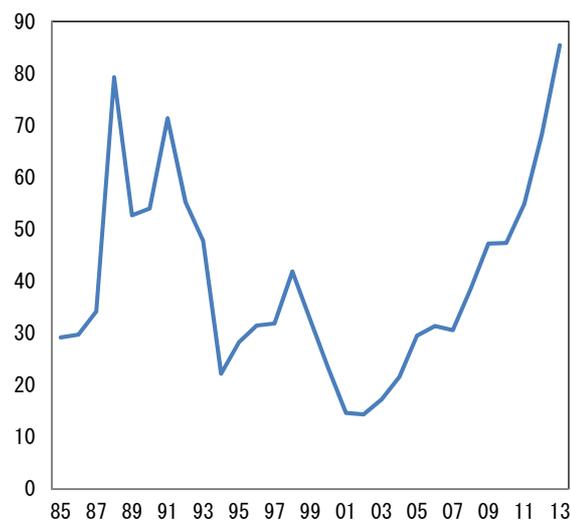
このような中国政府の積極的な頭脳還流政策に加えて、順調な経済成長や生活環境の改善などにより、留学帰国者は増加している。ある年に留学から帰国した中国人の、同年に留学生として海外に渡った中国人に対する比率を「帰国率」とすると、2002年の14.3%をボトムに上昇し、2013年は85.4%を記録した。

図表5 中国人留学生の出国・帰国動向
(単位：人、%)

	出国留学生 (人)	帰国留学生 (人)	帰国率 (%)
1985	4,888	1,424	29.1
1986	4,676	1,388	29.7
1987	4,703	1,605	34.1
1988	3,786	3,000	79.2
1989	3,329	1,753	52.7
1990	2,950	1,593	54.0
1991	2,900	2,069	71.3
1992	6,540	3,611	55.2
1993	10,742	5,128	47.7
1994	19,071	4,230	22.2
1995	20,381	5,750	28.2
1996	20,905	6,570	31.4
1997	22,410	7,130	31.8
1998	17,622	7,379	41.9
1999	23,749	7,748	32.6
2000	38,989	9,121	23.4
2001	83,973	12,243	14.6
2002	125,179	17,945	14.3
2003	117,307	20,152	17.2
2004	114,682	24,726	21.6
2005	118,515	34,987	29.5
2006	134,000	42,000	31.3
2007	144,000	44,000	30.6
2008	179,800	69,300	38.5
2009	229,300	108,300	47.2
2010	284,700	134,800	47.3
2011	339,700	186,200	54.8
2012	399,600	272,900	68.3
2013	413,900	353,500	85.4

(注) 帰国率は留学生帰国人数／留学生出国人数 (%)
(出所) 中国統計年鑑、教育部資料より大和総研作成

図表6 中国人留学生帰国率の推移
(単位：%)



(注) 帰国率は留学生帰国人数／留学生出国人数 (%)
(出所) 中国統計年鑑、教育部資料より大和総研作成

② 資金流出

中国からの資金流出について、米ボストン・コンサルティング・グループによると、投資可能資産が600万円を超える中国人富裕層の保有資産は、2011年末時点で33兆元(当時のレートで約5兆2,381億米ドル)に達し、うち2.8兆元(同約4,444億米ドル)が海外に移転されたという。この金額は2011年の中国のGDPの3%に相当する金額である。

③ 「仇富」と呼ばれる社会不満の増大

「仇富」とは、財産を占有する富裕層に対する一般市民の恨みや不満である。「裸官」のように、財産占有の方法が権力を悪用した不正行為によるものであれば、なおさらである。

海外から中国への移民はごく少数

「中国国際移民報告 2014 年版」によると、1978 年～2013 年累計で中国が受け入れた海外からの移民（移入民）は、家族移民を中心に 84.9 万人である。中国から海外への移民（移出民）は同年末時点で累計 934.2 万人であり、それとの比較でも海外から中国への移民はごく少数にとどまっている。

「移入民」政策で特筆されるのは、投資・技術移民の受け入れを明確化した、永住権制度の導入である。2004 年 8 月 15 日に中国公安部と外交部が発表した「外国人の中国永住に関する審査認定管理方法」（即日施行）では、一定の条件を満たした外国人に中国の永住資格を与え、中国国内での滞在に関して、出入国の際のビザを不要とすることなどが定められている。同方法により導入された永住権制度は中国版グリーンカード制度と呼ばれている。

同管理方法に基づき、中国の法律を遵守し、身体が健康で、過去に犯罪歴がない外国人は以下の 7 つの条件のいずれかを満たせば、永住申請を行うことが可能である。

- ① 中国に直接投資を行い、投資状況が 3 年連続で安定し、かつ納税記録が良好であること。中国への直接投資額については、(1) 「外商投資産業指導目録」における奨励産業に投資する場合は 50 万米ドル以上、(2) 西部地域および貧困扶助地域に投資する場合は 50 万米ドル以上、(3) 中部地域に投資する場合は 100 万米ドル以上、(4) 中国での投資額が累計で 200 万米ドル以上、という条件のいずれかを満たす場合、
- ② 中国で副総経理（副社長）、副工場長等の職務以上、または准教授、副研究員などの副高級職以上、もしくは同等の待遇を享受している者であり、在職期間が連続で 4 年に達し、直近 4 年間の国内居留期間が累計 3 年以上で、かつ納税記録が良好であること、
- ③ 中国に対して重大・特殊な貢献をし、もしくは中国が特に必要としている人材、
- ④ 上記①～③に該当する者の配偶者および 18 歳未満の未婚子女、
- ⑤ 中国公民もしくは中国永住居留資格を取得した外国人の配偶者であり、婚姻関係が 5 年以上継続し、中国に連続して 5 年以上居留し、毎年の国内居留期間が 9 ヶ月を下回らず、かつ安定した生活条件と住所を有する者、
- ⑥ 上記⑤の 18 歳未満の未婚子女、
- ⑦ 国外に直系の親族がなく、国内の直系親族に身を寄せる 60 歳以上の者であり、中国に連続して 5 年以上居留し、毎年の国内居留期間が 9 ヶ月を下回らず、かつ安定した生活条件と住所を有する者。

中国公安部によると、2013 年末時点で、中国版グリーンカードを取得した外国人は累計 4,900 人となっている。

海外ハイレベル人材の導入

中国共産党中央弁公庁は、2008年12月に「海外ハイレベル人材導入計画の実施に関する意見」を発表した。いわゆる「千人計画」によると、中国は今後10年間で海外から累計1,000人のハイレベル人材招致計画を導入するとした。同計画によると、国籍を問わず、原則55歳以下、海外で博士号を取得した者で、かつ以下の条件のいずれかを満たした者がハイレベル人材として選定される（選定後は毎年6ヵ月以上の中国での活動が求められる）。ここで、国籍を問わないとしているのは、既述の「海亀族」の国内還流を念頭に置いたものである。

- ① 海外の著名な高等教育機関、研究機関の教授またはそれに相当するポストに就く人材、
- ② 国際有名企業と金融機関において高級管理職を経験した経営管理人材および専門技術人材、
- ③ 知的財産権を有し、もしくはコア技術を掌握し、海外での起業経験を有する、関連産業分野と国際ルールを熟知する創業人材、
- ④ 中国が至急に必要とするハイレベルイノベーション創業人材。

同計画は国家重点イノベーションプロジェクト（担当認定部門は中国科学技術部）、重点学科および重点実験室（同中国科学技術部、中国教育部）、中央企業と国有商業金融機関（同国有資産監督管理委員会、中国人民銀行）、ハイテク産業開発区を中心とする各種園區（同中国科学技術部、人力資源・社会保障部）の4つの事業プラットフォームから構成され、それぞれの担当認定部門がハイレベル人材の選定を行う。

中国共産党中央組織部などは2012年12月に、「外国籍ハイレベル人材の訪中ビザおよび居留問題に関する通知」を発表し、外国籍ハイレベル人材に対し、以下の優遇措置を与えるとした。

- ①頻繁に中国を訪問する必要がある場合、有効期間5年間の数次ビザ(1回の入国は180日以内)を申請できる、
- ②中国で働くために長期滞在が必要な場合、就労ビザもしくは有効期間2~5年間の外国人居留証を申請できる、
- ③永住資格申請の条件に合致する場合、永住資格を申請できる、
- ④条件に合致する場合、中国定住専門家証もしくは外国専門家証を発給する。これら優遇措置の対象となるのは、「千人計画」などの海外ハイレベル人材招致計画によって招致された外国籍ハイレベル人材とその外国籍配偶者および18歳未満の外国籍子女、もしくは、海外留学から帰国した中国籍ハイレベル人材の外国籍配偶者および18歳未満の外国籍子女である。

中国国籍の取得について、1980年施行の「中国国籍法」は、外国人もしくは無国籍者は中国の憲法や法律を遵守し、次の条件のいずれかを満たした場合、申請・認可を経て中国国籍を取得することを認めるとしている。①中国人の近親者であること、②中国に定住していること、③その他の正当な理由があること。中国は二重国籍を認めていないため、中国国籍を取得した場合、外国の国籍を留保することはできない。

終わりに

本レポートの中盤で、中国が送り出す移民の増加がもたらす、中国にとってのデメリットについて記述したが、頭脳「流出」については、海外留学経験者等の帰国奨励策が奏功し、頭脳「還流」のメリットも認識されるようになってきている。

やはり、最大の問題は、不正に資産をため込み、それを海外に移して「投資移民」として海外逃亡を図る「裸官」の問題であろう。当然のことながら「裸官」の目的は投資ではなく、逃亡であり、受入国側にも雇用創出や納税などで期待された効果が上がっていないといった不満がでている。

中国が取り組むべき課題は、巨額な不正蓄財をさせない、不正な海外送金をさせない仕組み作りである。腐敗撲滅のスローガンとして「トラ（大物）もハエ（小物）も叩く」というのはあまりに有名な言葉となり、2014年10月20日～23日に開催された中国共産党第18期中央委員会第四回全体会議（四中全会）は、「法治」を謳った。今更ながらにその実行力が問われている。